



アイズ通信 vol. 3

2018.9発行

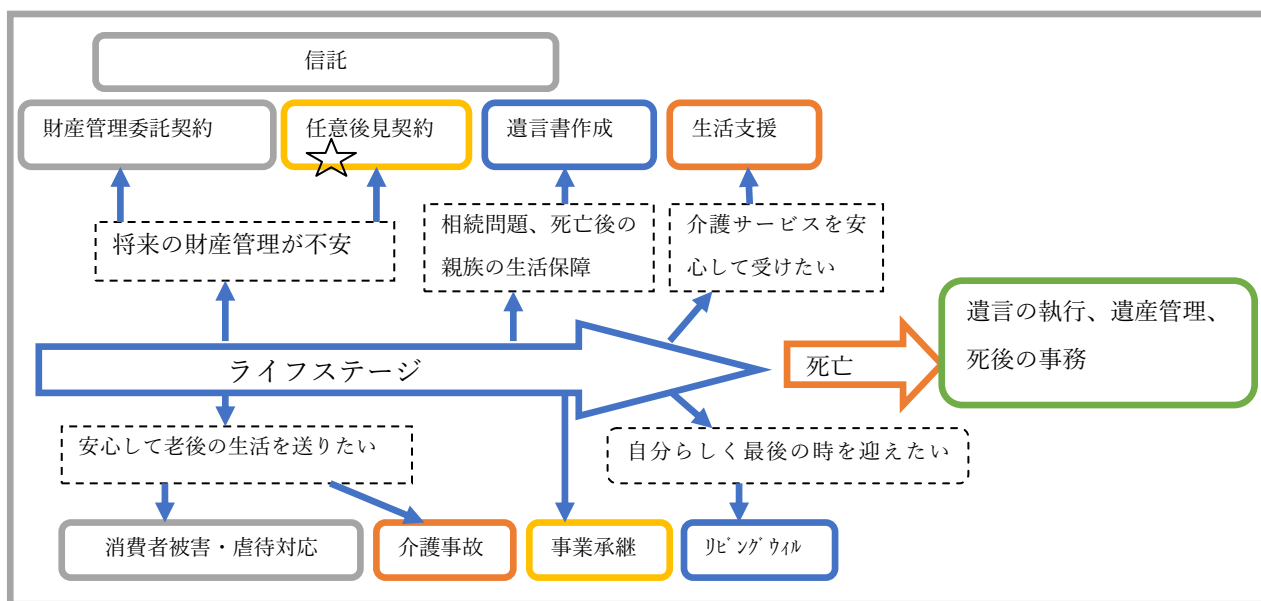
【アイズが大切にしていること～アイズが考える権利擁護～】

私たち アイズ（愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センターの通称です）は、高齢者・障がい者の方々の権利擁護を目的として法律支援するために、平成12年に愛知県弁護士会内に設立された総合センターです。

私たちは、まず何よりも、ご本人の意思の尊重を大切に考え、誰もが、その人らしく、安心して生活できるように、様々な方法で支援することに権利擁護の本質があると考えています。

【高齢者に対する法的支援～任意後見制度～】

アイズでは、高齢者の法的問題が多様であることから、その人の状況に合わせ、ライフステージ毎に生じる法的ニーズに合わせて、包括的な法的支援をしています。



その一つとして、ご自身の判断能力が低下した場合に、財産管理等の支援を受ける

準備をしておく手法として、任意後見制度があります。成年後見制度（法定後見制度）とは異なり、あらかじめ、ご自身が判断能力の低下した場合に備えて、契約（公正証書）で、誰に、何を、いくらの報酬で依頼するのか等について定めることができ、ご本人の意思をより反映しやすいというメリットがあります。

また、任意後見では、家庭裁判所が選任した任意後見監督人が、任意後見人を監督しますので、ご本人の判断能力が低下した後も安心です。

ただ、任意後見契約で重要な点は、必要な時点で任意後見契約の効力が開始するよう、ご本人の判断能力低下のタイミングを適切に把握する必要があります。

そのため、アイズでは、弁護士への任意後見人の依頼を希望される場合に、任意後見契約と併せ、判断能力が低下する迄の間、ご本人の見守り契約を締結していただくことを推奨しております。

なお、アイズを通して見守りなどのホームロイヤー契約を締結した場合には、担当弁護士には、業務の状況を定期的に報告することが義務付けられます。

是非、ご活用ください！

【トピック～相続法改正～】相続法が約40年ぶりに変わります！

特に、①配偶者の居住権を保護するためのルールの新設

② 自筆証書遺言の方式緩和 など、皆さんに身近な内容の改正があります。

① は、配偶者が、終身又は一定の期間、居住建物での居住権を得ることができるようにするなど、一方の配偶者が亡くなった後の、他方配偶者の生活の安定を図るものです。また、②は、これまでは自筆証書遺言は、全文を自筆で記載する必要がありましたが、改正後は、自筆ではない財産目録の添付が認められることになりました。

①の制度が実施される日はまだ確定していませんが、②の制度は来年2019年1月13日から実施されます。

お問い合わせ先

〒460-0002 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号愛知県弁護士会館内

愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「アイズ」

TEL 052-203-2677

